業　務　仕　様　書

１　業務名

「えひめのたから」Instagram アカウント魅力発信業務

２　業務の目的

（１）文化財保護課公式 Instagram アカウント「えひめのたから」を活用して、これまで文化財に関心を持つ機会が少なかった若年層をはじめとする幅広い世代に対し、文化財の持つ魅力を分かりやすく、親しみやすい形で届ける。

（２）「文化財フェア 2026」において、来場者が「えひめのたから」アカウントと文化財に興味を示すような魅力的なブースを展開し、アカウントの認知度及びフォロワー数の向上を図るとともに、文化財への興味・関心を継続的に喚起する。

【参考：文化財保護課公式 Instagram】

https://www.instagram.com/ehime_no_takara/

３　予定契約期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　業務内容

（１）若年世代に向けたＰＲ

・「えひめのたから」アカウントの保存数やシェア数、フォロワー数増加等、認知度向上につながる効果的なＰＲ方法を提案すること。

・「えひめのたから」アカウント及び県内文化財に対する興味・関心をひく内容とすること。

・一過性ではない、継続的・長期的に効果が期待できる内容とすること。

・「えひめのたから」アカウント本体の運用等の委託は行わないものとする。

（２）リール動画用テンプレート作成

・Instagram に投稿可能なファイル形式とすること。

・「文化財紹介用」、「イベント等のお知らせ用」として２種類作成すること。

・ターゲット層の目に留まりやすい効果的なデザインとすること。

・専門知識のない職員であっても、容易に編集可能な仕様とすること。

・テンプレートを使用した動画を最低２本作成し、納品すること。使用するテンプレートについて、２種類のうちどちらを使用するかは問わない。

（３）「文化財フェア 2026」におけるブース出展

・令和９年１月 30 日（土）に、いよてつ髙島屋８階スカイドームにて開催予定の「文化財フェア 2026」において、ブース出展及び運営を行うこと。

・ブース出展、運営にあたっては、「文化財フェア 2026」委託業務受託者と十分に連携すること。

・ブースで使用する基本什器は、長机２台、背面パネル（約 1.8m×約 0.9m）２枚とし、「文化財フェア 2026」委託業務受託者が手配する。什器を追加したい場合は、「文化財フェア 2026」

委託業務受託者と相談すること。

・ブース運営に係る人員は２名から３名程度とし、受託者で手配すること。ブース内で使用する装飾品、パネルサイン等の作成経費についても受託者が負担すること。

・ブース内容は「えひめのたから」アカウントの投稿内容の紹介とし、来場者に、選抜した過去投稿のうち気に入った投稿を選択し投票してもらう来場者参加型の内容を想定しており、投票した来場者にはオリジナルグッズの配布を予定している。来場者に投票を促す仕掛けや「えひめのたから」アカウントに直接アクセスしてもらえる仕組みがあれば提案すること。

・ブースで配布するオリジナルグッズは、文化財保護課で手配する。

５　納入物品

受注者は、以下のドキュメントを指定された期日までに、県に提出すること。納品方法は、電子媒体及び紙媒体で各一部提出する。

なお、内容に関しては、事前に県に説明を行い、承認を得た上で作成し、提出するものとする。

（１）提出物

・業務計画書　※契約締結後直ちに

・業務スケジュール

※各納品期日は、県と協議の上で決定する。

（２）留意事項

・電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、納品すること。

・デジタルデータがウイルスに感染していることより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

６　納品場所

愛媛県教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

（愛媛県松山市一番町四丁目４番地２　愛媛県庁第一別館 11 階）

７　著作権

（１）受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

（２）成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定めるすべての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

（３）（２）において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、愛媛県が県の業務に使用する場合において、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。

（４）受注者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

８　その他

（１）業務の実施に当たっては、県と十分に連絡・調整を行うとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議するものとする。

（２）当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

（３）本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

① 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

② 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。

（４）委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（５）受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

（６）この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

（７）業務完了後、その保守点検業務に起因する不具合が生じた場合は、県と協議の上、修復に必要な措置を無償で講ずること。